研修コード： 955　　申込期限:R8.6.19

【集合】合同･債権管理

● **研修のねらい**

・税の滞納処分の例によることができない債権について、債権管理・回収の能力の向上を図る。

● **この研修のおすすめポイント**

・差押えや回収のための交渉について一から学びたい
・他市町の取組を知りたい
・債権回収のマニュアルがない
・自力執行権のない債権の回収テクニックを学びたい
税外債権回収に関わる方必修の研修です！

● **日程・開催場所**

令和８年８月27日（木）　自治総合研修センター

● **予定人員**

６０人（県１８人、市町４２人）

● **対象者**

（県・市町）税の滞納処分の例によることができない債権の管理・回収事務を担当する職員

● **講師（予定）**

≪森髙法律事務所 弁護士 松田 健之介≫
弁護士登録後、東広島市職員として勤務し、主に庁内業務における法律相談に従事し、情報公開、個人情報保護の業務にも携わった。広島弁護士会の会員有志による公金債権法務研究会に所属。現在も、東広島市法務専門監（会計年度任用職員）として自治体内の業務に従事し、自治体勤務経験を生かした活動を積極的に行っている。

● **標準プログラム**

１日　　合計６．０時間
９：25 － ９：30 オリエンテーション
９：30 － 16：30 ・債権回収の実務（発生から消滅まで）
・事例研究・債権回収折衝のポイント
・債権管理手法（時効管理、相続人の探し方等）
16：30 － 16：45 閉講

◇受講者の声

・研修前半で専門用語やここでの言葉の意味について、丁寧で分かりやすい説明であったので、研修全体が理解しやすかった。
・後半の事例演習で、前半の座学の内容がどう関連するかを考えることができました。